

機動的な調査観測の推進の検討について

（令和 7 年 8 月 19 日 第 4 回調査観測計画検討分科会 資料 計 4－（７））

第 4 回分科会では、機動的な調査観測について、総合基本施策中間取りまとめでの位置付けを踏まえて検討する。

論点

- ・機動的な調査観測について、基盤的な調査観測のみでは捉えることができない変動現象を効果的・効率的な観測により捉えることで、火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測の精度を向上させるためには、どのような観測をすべきか。

- ・第 4 回分科会では、気象庁、国土地理院が実施している機動観測の現状等をプレゼンテーションしていただく。
- ・火山本部の機動的な調査観測では、火山調査委員会機動調査観測部会で立案された実施計画に基づき、機動的な調査観測・解析グループが調査観測・解析を実施する。
- ・噴火が切迫している状況や噴火が発生した場合などにおける、火山本部の機動的な調査観測では、機動的な調査観測・解析グループが緊急観測計画を火山調査委員会に提案し、火山調査委員会委員長の承認を受け、調査観測・解析を実施する。
- ・総合基本施策中間取りまとめでは、“各機関がそれぞれの目的で実施する機動的な観測についても、火山に関する総合的な評価のためにその成果を共有していくことを期待する。”と記述されている。

＜総合基本施策中間取りまとめにおける「機動的な調査観測」の位置付け＞

総合基本施策中間取りまとめ（第 2 章/ 1. 火山に関する総合的な調査観測の推進/（２）機動的な調査観測）において、基盤的な観測体制に関して以下の課題が挙げられている。

- ・火山に関する機動的な調査観測は、基盤的な調査観測のみでは捉えることができない変動現象を効果的・効率的な観測により捉えることで、火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測の精度を向上させるために必要である。
- ・これまでも機動的な調査観測は、噴火時等の火山活動の活発化時等に、各機関による個別対応を基本としつつ、状況に応じて一時的に協力して調査研究を行う体制を構築してきた。しかしながら、火山に関する総合的な評価のための観測を効果的・効率的に実施するためには、一時的な協力体制では不十分である。

このため、基本目標として、

「機動的な調査観測の推進」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
- － 常時観測がしにくい調査観測項目（噴出物、火山ガス等）の観測や、噴火の場所や様式の予測の精度向上等が可能となるような観測手法による集中的な観測点配置による観測（例えば、地震活動や地殻変動、空振等の観測により、震源や地殻変動源、空振源を精密に把握）を機動的に実施する。
- － 火山調査委員会において各火山の火山活動の評価を行い、評価を踏まえて各火山について必要に応じて調査研究方策を策定し、調査研究方策を踏まえた実施計画に基づいて機動的な調査観測を実施することを基本とする。
- － 機動的な調査観測を一元的に実施するため、平時より大学、研究機関、関係行政機関が参画し、観測資機材の管理等を含む中核的機能を有する常設の「機動的な調査観測・解析グループ」を防災科学技術研究所に構築する。
- － 各機関がそれぞれの目的で実施する機動的な観測についても、火山に関する総合的な評価のためにその成果を共有していくことを期待する。